

# 行政機構審議会会長に対する要望書

## (第10回審議会以降分)

- ・長野県上伊那農業改良普及センター駒ヶ根支所の存続について ······ 1  
(駒ヶ根市長 杉本 幸治 ほか関係町村長3名)
- ・木曽農業改良普及センター南木曽支所の存続について ······ 8  
(南木曽町長 宮川 正光、大桑村長 長岡 始)
- ・佐久教育事務所統合に関する要望書 ······ 10  
(佐久地区市町村教育委員会連絡協議会会长 黒岩 肇)
- ・地域に根ざし、地域の教育を力強く支援する佐久教育事務所の存続に係るお願ひ ··· 13  
(佐久校長会会长 倉澤 誠)
- ・佐久教育事務所統合に関する要望書 ······ 16  
(全佐久 P T A 連合会会长 春日 義幸)
- ・教育事務所 6 所体制維持に関する要望書 ······ 17  
(上小市町村教育委員会連絡協議会会长 町田 勝)
- ・現地機関見直し行政機構審議会答申素案「教育事務所」に関する要望 ······ 19  
(上小校長会会长 松本 千恵子)
- ・要望書 ······ 21  
(上小 P T A 連合会会长 山本 正信)
- ・飯田教育事務所存続にかかる要望書 ······ 22  
(飯伊地区社会教育委員連絡協議会会长 清水 正則)
- ・飯田教育事務所存続にかかる要望書 ······ 24  
(下伊那郡体育協会会长 竜口 文昭 飯伊体育指導員協議会会长 園原 健志)

長野県行政機構審議会長 松岡英子 様

## 要 望 書

長野県上伊那農業改良普及センター駒ヶ根支所の存続について

駒ヶ根市  
飯島町  
川村  
中田村  
宮田村

## 要　望　書

### 長野県上伊那農業改良普及センター駒ヶ根支所の存続について

日頃は、地域農業の発展につきまして、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、長野県行政機構審議会において県現地機関の再編についての検討が進められているところですが、過日、新聞等で農業改良普及センターの支所を原則廃止し整理・統合を図っていくことなどの方針を示した旨の報道がありました。

上伊那農業改良普及センターが管轄する上伊那地域において、広域1箇所のセンターでは、管轄地域内の移動等だけをとっても対応が難しいことから、現在、駒ヶ根市役所内に上伊那農業改良普及センター駒ヶ根支所が設置されています。

駒ヶ根支所は、上伊那南部に位置する駒ヶ根市、飯島町、中川村及び宮田村の伊南地区における農業改良普及活動等の拠点として、市町村担当職員を配置し、農家の技術指導、経営指導等にご尽力いただきしており、地域農業のコントロール役を果たしている市町村の営農組織等の運営のサポート、振興作物の栽培技術指導やその普及、新規就農者の相談業務など、速やかな対応をしていただいている、大変厳しい農業状況の中でその役割は大きなものがあります。

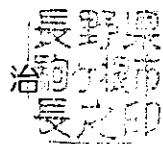
また、昨年度からスタートした水田農業所得安定対策、原油等農業資材の価格高騰など、厳しさを増す農業状況に対応するために、加えて、県においても進められている新規就農者の誘導やこれからも求められる若年担い手農業者に対する技術指導など、地域や生産者とより密着した顔の見える県農業指導機関のもつ重要性は益々増している状況です。

つきましては、県農業改良普及センター駒ヶ根支所の存続に向けて格段のご配慮をお願い申し上げます。

平成20年8月11日

長野県行政機構審議会長 松岡英子 様

駒ヶ根市長 杉 本 幸 治



飯島町長 高 坂 宗 昭



中川村長 曽 我 逸 郎



宮田村長 清 水 靖



# 伊南地区における農業の現状 (上伊那農業改良普及センター駒ヶ根支所の存続を求めて)

平成20年8月7日

## I 伊南地域における農業等の状況

### 1 普及センターと同支所から市町村役場の距離 (公用車による距離測定)

	中川村	飯島町	駒ヶ根市	宮田村
伊那合同庁舎△役場	29.4 km	22.1 km	14.1 km	8.8 km
駒ヶ根市役所△役場	15.3 km	8.0 km	0.0 km	5.3 km

上伊那農業改良普及センター本所のある伊那合同庁舎から南端の中川村距離29.4 kmあり、同センター駒ヶ根支所の廃止により、約2倍の距離となる。

### 2 農家数、経営面積、農業産出額 (平成17年)

	農家経営体	経営耕地面積(a)	農業産出額
上伊那計	8,891戸	923,649 a	2,416千万円
伊南計	3,329戸	342,782 a	1,087千万円
伊南の割合	37.4%	37.1%	45.0%

### 3 JA上伊那における農業生産物の販売額 (単位:億円)

	米穀	果実	野菜	花卉	きのこ	畜産	特産	直売	買取	合計
上伊那計	46.5	13.3	24.7	14.9	29.0	19.1	0.96	7.9	1.9	158.1
伊南計	18.2	7.7	6.1	6.5	25.8	5.0	0.93	3.7	0.0	74.0
伊南の割合	39.1%	57.7%	24.6%	43.8%	89.2%	26.4%	97.4%	46.7%	0.0%	46.8%

\*特産は「こんにゃく」が該当品目 \*割合は千円単位で計算したもの。

### 4 新規就農者・研修生の状況 (平成16年以降)

上伊那全体で57名、うち駒ヶ根支所管内(伊南地区)は25名(44%)である。

## II 各市町村における特徴的な取り組み状況

### 1 駒ヶ根市

#### (1) 農業公園構想に基づく「地域まるごと農業公園化」の実現に向けた取り組み

- 市内5地区の営農組合を中心として、りんご、ぶどう、いちご等地域の特性を活かした「ふれあい農園ゾーン」をそれぞれの地区に形成し、市域まるごと農業公園化を目指すとともに都市と農村との交流、農業と観光との結びつきを推進しています。
- ベリーベリー作戦としてベリー類等(ブルーベリー、ラズベリー)の小果実の振興に取り組んでいます。
- 拠点施設を中心としてグリーンツーリズムによる都市住民との交流、地域の子ども達への食農教育等の事業展開を進めています。

#### (2) 振興作物の定着への取り組み

- 農業公園構想に位置付けられた花卉、きのこ、果物はもちろんのこと、ご

ま、白ねぎ、ベリー類等の栽培促進と産地化に向けた取り組みを推進しています。

- ・ 「ごま」栽培への取り組み

平成19年度に営農センターにごまプロジェクトを立ち上げ、「ごま」について研究及び試験栽培を実施しています。

試験結果と確実な販路が見込まれる点から、振興作物としてごまの栽培普及を行うとともに、駒ヶ根産のごまを使用した特產品の開発を目指していく。とりわけ商工会等（商業・工業）との連携により地産地消の推進を図り実需の開拓を図ります。〔H20：栽培農家23戸 面積1.5ha〕

(3) 担い手対策への取り組み

- ・ 「担い手育成アクションプラン」に基づく取り組みを推進していますが、特に認定農業者の育成・確保と集落営農組織の経営強化と法人化推進に取り組んでいます。〔認定農業者数83名、集落営農組織9、法人1〕
- ・ 新規就農者の支援では、里親制度、Uターン、Iターン等により新規就農者の確保支援対策と地域における掘り起こしに努めています。

## 2 飯島町

(1) 専業・兼業の複合、世代間の複合、作物の複合、機械・施設の複合など町ぐるみ地域ぐるみの「地域複合営農」の考え方を基本に、飯島町営農センターのマネージメント機能と地区営農組合の計画・実践機能による「米を基盤とした花とキノコと果物の里づくり」とともに、町内の全農地1,080haをフィールドとする「1,000ha自然共生農場づくり」を推進しています。

- ・ 「1,000ha自然共生農場基本計画」を策定し、農村環境とりわけ生物の多様性の確保・保全のための取組を進めています。
- ・ 都市消費者や地域農家協働による生物環境調査を継続実施してきました。
- ・ 各地区でのビオトープ設置を進めてきています。
- ・ 有機質資材による土づくりに重点を置き、化学物資を大幅に削減し環境負荷の少ない農法、「自然共生栽培」を実践し、生産部会を中心に野菜、果樹の他、米においては約2,000俵を区分集荷し、出荷しています。
- ・ 農地・水・環境保全向上対策営農活動の取組を通じ、環境負荷の少ない農法の底辺拡大を進めています。
- ・ エコファーマーの認定取得を進めています。
- ・ 農産物生産に限らず自然環境や生物の多様性を「環境サービス財」として、都市との交流事業など商品化の研究を行っています。

(2) 栗の里づくりの推進

比較的生産技術の容易な省力作物であり高齢者等多様で幅広い担い手による生産活動が可能であること、また果樹の廃園地、遊休農地・耕作放棄地等への導入に適するなどの理由から、20haの新植による50t/年の栗生産と、町内へ

の加工販売施設の建設を目指し、「栗の里づくり」を推進しています。

- ・ 地区営農組合の取組を通じ、平成 17 年度以来、70 戸の農家により約 15ha に栗が植栽されてきました。
- ・ 栗栽培農家は「栗研究会」を組織し、栽培技術の統一化とともに、大半の会員がエコファーマーの認定を受けています。
- ・ 町内の栗栽培農家や実需者から構成される農業法人が設立され、平成 20 年度の加工販売施設建設の取組を進めています。

### (3) 担い手対策への取り組み

- ① 地域複合営農への道Ⅲ（町農業農村活性化計画）において目標としてきた 4 地区の営農組合に「地区営農組合担い手法人」が設立しました。
  - ・ 担い手法人は地区営農組合の共同機械利用部門（作業受託）を担うとともに、地区それぞれの特色を活かしながら、そばや大豆の栽培から乾燥調整作業までを一貫して実施するなど法人経営の強化に努めています。
  - ・ 水田経営所得安定対策における麦・大豆の固定払等について、地区農家の受け皿組織として制度に加入しています。
- ② 認定農業者については、総じて高齢化が進む傾向にありますが、これら農家に対する支援とともに、農家後継者や I ターン者など新規就農者の掘り起こしと支援を行っています。

## 3 中川村

中川村では営農センターを中心として、農村の持つ豊かな生活環境、農地の果たす多面的機能、安全・安心な農生産物の生産、地産地消・食育、担い手の育成、都市と農村交流等の取り組みを進めています。

### (1) 担い手対策への取り組み

農地を守り、活かしていくために、地区・集落営農組合が担い手支援と農地の維持管理に関する相談窓口となるよう取り組んでいます。

新規就農者の支援では、県の里親制度、JA のインターン制度等により新規就農者が育ってきています。また、新規就農者や地域の担い手を積極的に受け入れるため、村内に点在する空き家を活用する制度を創設しました。

### (2) 異業種連携、地産地消の取り組み

異業種である農家・地元企業、商店の協議・協力により、年間を通じた中川村産大豆使用の豆腐製造・販売を行っています。

遊休農地を活用した棚田で酒米栽培を行い、中川村産酒米を利用して地元造り酒屋による製造・販売（商品名：おたまじゅくし）を行っています。

これらの異業種連携の取り組みを進めるため、中川村観光協会等と協力して農業者、商工業者等による異業種交流会を行っています。

### (3) 観光農業の取り組み

地域住民による遊休農地を活用した「赤そば花まつり」や農家による「西原

ぶどう祭り」、「いちご、わらび狩り」など農業と観光の連携の取り組みが進んでいます。

#### (4) 都市と農村交流の取り組み

りんごの木のオーナー制度（22園主、360オーナー）、ファームサポート事業（就農ボランティア80名：受入農家11戸）、企業・生協への農産物の斡旋などに取り組み、地元農産物の販路拡大や多くの都市住民を受け入れています。

農業改良普及員の指導によって、グリーンツーリズムネットワーク「笑うちかたび」が組織化され、都市住民との交流を目指す農家民宿や農家レストランが増加しています。

### 4 宮田村

#### (1) 遊休農地・荒廃農地ゼロへの取り組み

- 宮田村では以前から「土地の所有と利用の分離」を原則に一村一農場として村全体で農地を守り、農業に取組んできました。

高齢化が進む中で、委託に出された農地について村全体で取り組み、遊休農地や荒廃農地を出さず済んできたことは誇るべきものがあります。

担い手の育成を図るなかで、農地の有効活用をめざしています。

#### (2) 山ぶどう交配品種による特産ワイン「紫輝」の拡大への取組

- 宮田村では、山ぶどうとワイン用のカベルネソービニオン種をかけあわせたヤマソービニオン種のぶどうを栽培しています。

村内の醸造所においてつくられるワイン「紫輝」は色が濃く、深い味わいがあり5年連続で長野県原産地呼称管理制度に認定されています。

宮田村では、ワイン用のぶどうづくりが始めての試みで、普及センターの指導をあおぎ、素行錯誤を繰り返しながら年々品質の良いぶどうづくりを進めています。

#### (3) 地産地消をめざした村内企業のとうふづくりとその原材料の大生産拡大への取り組み

- 村内の精密機械工業の会社が新たに始めた「宮田とうふ」。

特產品とするべく、その原料となる大豆の生産拡大につとめていますが、品質と収量が思わしくありません。普及センターの指導を仰ぎつつ、生産拡大をめざしています。

# 要　望　書

木曽農業改良普及センター南木曽支所の存続について

南木曽町・大桑村

## 木曽農業改良普及センター南木曽支所の存続についての要望書

日頃は、木曽南部地域の振興につきまして格別のご高配を賜わり厚く御礼申し上げます。

さて、県の行政機構審議会において県現地機関の再編について検討が進められているところですが、過日、新聞等で農業改良普及センターの支所の廃止について検討されているとの報道がありました。

現在、木曽南部地域を担当するために南木曽町に支所が設置されており、南木曽町、大桑村合わせて約 750 戸の農家が、農業技術、営農、生活改善等のきめ細かい指導を受け、各方面で大きな成果が得られております。

しかしながら、木曽南部地域は木曽川とその支流に沿って集落が点在している状況で、支所が廃止となつた場合、本所のある木曽合同庁舎からの距離が遠いため、地域での現地指導や会議に職員が出席する際に、往復 2 時間以上の時間を要する地域も存在します。

近年、少子高齢化による農家戸数の減少も見られ、農業を取り巻く情勢も大変厳しい局面を迎えてます。世界的にも農産物価格の高騰やそれに伴う品不足等の問題も浮上しており、食糧の増産は必要不可欠となっています。

こうした中で、木曽南部特有の地産地消事業等への取組みなど、農業改良普及センターの果たす役割は重要性を増しております。

このような地域の実情をお汲み取りいただき、南木曽支所の存続を切に要望いたします。

平成 20 年 7 月 16 日

長野県行政機構審議会長 松岡 英子様

南木曽町長 宮川 正光

大桑村長 長岡 始

佐久教育事務所統合に関する

# 要 望 書

佐久地区市町村教育委員会連絡協議会

長野県行政機構審議会

会長 松岡英子様

佐久教育事務所統合に関する

## 要望書

佐久地域の教育行政の推進につきまして、日頃から格別な御高配を賜り厚く御礼を申し上げます。

また、長野県行政機構審議会における松岡会長様はじめ委員の皆様の御尽力に対しまして、心から敬意を表するところであります。

さて、佐久地区市町村教育委員会連絡協議会としましては、今年1月からの貴審議会における「県現地機関の見直し」に係る審議・議論について大きな関心を持ってその経過を見守ってまいりました。そして、7月10日には、「現地機関見直し行政機構審議会答申素案」が示されたところであります。

それによりますと、教育事務所の見直しの方向性としましては、「①1ブロック1所体制を基本とすることが適當②へき地校の多さなど地域性を考慮してサービス低下にならない配慮を検討」ということであります。

つきましては、当連絡協議会として下記のとおり意見を集約しましたので、今後の答申案の策定にあたって考慮いただきたく要望書を提出いたしますのでよろしくお取り計らいをお願いします。

### 記

教育は未来を支える人材育成のための投資であることを基本において、財政状況の厳しい時ではありますが、将来を見据えた教育環境づくりに目を向けることが重要であります。また、7月1日に閣議決定された国の教育振興基本計画においても、目指すべき教育投資の方向として、多様な教育課題に対応するきめ細やかな教育活動を支える諸条件の整備の必要性が盛り込まれています。

佐久教育事務所と上田教育事務所が統合された場合、地理的条件等から市町村教育委員会及びサービスの利用者である児童・生徒の学ぶ学校に対して、今までどおりの地域に密着したきめ細やかな対応ができなくなることは明白です。

つきましては、見直しの方向性にある1ブロックに1所という基本を、現在の6所体制を維持する方向で再度検討していただくよう要望します。

## <具体的理由>

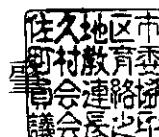
- ① 教育事務所の主な業務内容に係る学校運営や研修を含めた教育課程への指導・助言は、10年前と大きく変わりのない学校数の状況、選択型こまやか教育プラン等の教育施策や改訂学習指導要領の授業時間数・内容の増に対応する職員の状況により今後一層の増加が見込まれます。
- さらには不登校やいじめ、発達障害、家庭教育力の低下等の教育課題が年々増える状況にあり、よりきめ細やかな学校支援が必要となっています。
- このようしたことから、統合した場合、地理的条件による経費や時間的負担が増すことにより、現状のサービスは到底かなわず、様々な教育課題に対する学校支援の質が薄まってしまうことが懸念されます。
- ② 台風や地震などの自然災害や鳥インフルエンザ、新型インフルエンザ等危機管理対応において、統合した場合、地理的及び組織的な面から教育事務所や地方事務所等の県現地機関と市町村教育委員会との連携が複雑となり迅速な対応が困難となります。
- ③ 少人数の教育委員会が多い佐久地域の社会教育や人権教育、生涯スポーツなどの生涯学習関係の業務は、教育事務所の担当指導主事と各教育委員会の担当者、社会教育委員、体育指導員並びにPTA役員等との密接な関係により実施されています。統合した場合、人的、地理的な考慮がなされなければ、現在の支援体制の維持が困難になり、住民サービスの低下につながります。

平成20年7月25日

佐久地区市町村教育委員会連絡協議会

会長 黒岩

(佐久市教育委員会教育委員長)



平成20年7月25日

長野県行政機構審議会会長  
松岡英子様

佐久校長会会長  
倉澤誠



地域に根ざし、地域の教育を力強く支援する佐久教育事務所の存続に係るお願い

県組織のスリム化及び効率化を目指す「行政システム改革」に関する村井知事の諮問に対して、貴審議会がまとめられた「答申素案」においては、児童生徒数や学校数の減少、教科指導担当指導主事の他所兼務による相互補完の可能性や各事務所が管轄する小中学校数、教員数等のアンバランスという「現状と課題」の認識に立って、現行の6教育事務所体制を変更して佐久教育事務所と上田教育事務所、飯田教育事務所と伊那教育事務所を統廃合し、「1ブロック1所体制とすることが適当」とされております。

しかし、今日教育改革の名の下に国家レベルで様々な教育施策が矢継ぎ早に展開され、保護者からも様々な意見や要望が学校に持ち込まれて、学校教育は激動の時代を迎えております。加えて、児童生徒の内面理解は年々困難さを増し、そのことを背景に全国至る所で様々な事件が勃発するなど、生徒指導上の課題も深刻になっております。このような時期では、学校現場を預かる私ども校長は、確かな教育理念に支えられながら、未来の日本、長野県や佐久を担う子ども達により良い教育を提供していかなければなりません。それだけに、この時期に佐久の地に根ざし、佐久の実情を踏まえながら各々の学校現場を力強く支援して下さっている佐久教育事務所が廃止されることには、大きな不安を覚えずにはおられません。是非とも佐久教育事務所の存続に向けた再検討をお願い致します。

「教育は百年の計」と申します。学力問題はいうに及ばず、今日青少年が引き起こす深刻な事件やいじめ、不登校問題など、解決を迫られている学校教育の課題がたくさんございます。このような学校教育の一大危機に際し、本来の教育論の視点が軽視され、児童生徒数や学校数の減少、各事務所が管轄する小中学校数や教員数等のアンバランスといった数量的な視点や財政支出削減のみを求める「教育行政システムの改革」が断行されることには、将来に大きな禍根を残すのではないかと強い危機感を覚えます。

また、かつて県教育委員会では地域に根ざし、地域に即した支援を大切に考え、本庁に席を置いていた主幹指導主事を6箇所の現地教育事務所に移しました。このことにより佐久では、各校の校長たちは必要に応じて佐久教育事務所に直接出向いて相談し、担当主幹指導主事(県教育委員会)との連携を密にしながらの学校運営ができていきました。また、校長だけではなく一般の教職員も学力向上に向けた授業改善への取り組みにおいて、年に1~2回の研究授業の折だけではなく、必要に応じて放課後教育事務所に出かけ、指導主事の支援を仰ぐケースも多くございました。このようなことができたのも、「佐久」に教育事務所があったからこそあります。佐久教育事務所が廃止されたならば、教育事務所までの「距離」が大きな障害となり、自ずから足は遠のき、学校と教育事務所が疎遠になっていくことが予測されます。地方分権化により、今後は各市町村教育委員会が教育事務所の役割を果たせばよいとの考えもあるかと思いますが、長野市や松本市などならばともかく、佐久における小規模な市町村の教育委員会の現状では、それは当面簡単な問題ではありません。県教育行政が学校現場から距離的に一步退くことは、学校現場においてはその精神的な支えの弱体化にもつながります。そして何よりも危惧することは、そのしづら寄せが児童生徒の教育に波及することあります。

以上のことから、未来を担う地域の宝である児童生徒の教育にとって、今日の教育情勢の中で教育事務所はどうあることがよいのかという教育論の視点と、佐久の地域性や佐久の教職員が佐久教育事務所に寄せる期待とを加味し、再度佐久教育事務所存続に向けた貴審議会での再検討をお願い申し上げる次第であります。何卒、よろしくお願ひ申し上げます。

## 教育事務所再編計画についての佐久校長会の意見集約

現地機関見直しに係る「行政機構審議会答申素案」に示された教育事務所の見直しの方向性について、佐久校長会としては下記のように各校長の意見を集約いたしました。

### 1. 現在の6教育事務所が4教育事務所に減らされた場合、現実に生ずる問題点

- (1) これまでには、学校経営に係る問題はもとより、生徒指導や教科指導等々について  
は学校や市町村教委と教育事務所関係者との間で直接足を運んで関わるようなケー  
ス(報告・連絡・相談)が多かったが、仮に上田教育事務所に統合された場合は、教  
育事務所までの「距離」が遠くなることにより、電話や文書での対応が中心となっ  
て相互の意思の疎通が悪化することが懸念される。

とりわけ、児童生徒の生命や安全に係わるような緊急事態が生じた場合、即刻対  
応する体制が整えられるのか不安は大きい。

#### ※参考 佐久教育事務所までの距離

- ① 40km以上 3校(川上第一小学校、第二小学校、川上中学校)
- ② 30km以上 1校(南牧南小学校)

仮に上田教育事務所に統合された場合は、

- ③ 70km以上 4校(川上第一、第二小学校、川上中学校、南牧南小学校)
- ④ 60km以上 4校(南牧北小学校、南相木小学校、北相木小学校、南牧中学校)
- ⑤ 50km以上 4校(小海小学校、北牧小学校、佐久東小学校、小海中学校)

- (2) 一つの教育事務所が対応すべき学校や市町村教育委員会の数が増え、また広域にもなる。仮に、佐久教育事務所が廃止されて上田教育事務所に一本化された場合、佐久の59校と11市町村教育委員会へのこれまでのような丁寧かつ親身な対応が維持できるのか、大きな不安がある。

- ① 今までには、生徒指導上の困難な問題などが生じた場合、佐久教育事務所は速やかに、またきめ細やかに対応して学校現場を力強く支援して下さっていた。
- ② 佐久の場合は、南相木村や北相木村に代表されるような小さな教育委員会が多く存在する。これらの教育委員会については、そのスタッフの構成から見て、教育事務所のきめ細やかなバックアップ体制が不可欠である。
- ③ 教育事務所が行ってきた業務の一部を各市町村教育委員会に委譲することによって、教育事務所の業務をスリム化しようとのプランもあるようだが、長野市や松本市ならばともかく、②で述べた状況にある佐久では非現実的である。

- (3) 現在、主だった会議や研修会は、教育事務所のある佐久合同庁舎や上田合同庁舎に会場が設定されることが多い。仮に上田教育事務所に統合された場合、会場が上田合同庁舎となり、佐久からの往復時間は平均でも3時間前後となって参加し難い事態も生じる。

学力向上に向けて「1時間の授業の重み」を大切にしようと申し合わせをしている中で、午後の授業を自習にして出かけなければ間に合わないような事態は避けたい。また寸暇を惜しんで事務処理を行っているのに、3時間かけての出張は、児童生徒と向き合う時間を更に削減する結果となる。

- (4) 佐久には佐久の地域性があり、固有の課題がある。例えば、これまで大変難しい人権同和教育の課題に対して、佐久教育事務所はその現状をよく理解し、学校現場を理論的にも精神的にも力強く支えて下さった。仮に教育事務所が佐久を離れた場合、この地域の特性をどの程度正確に把握しつつ学校現場を支援していただけるのか、また教育行政に反映していただくことができるのか不安は大きい。
2. 再編に伴い主幹指導主事(課長を含む)や指導主事が減らされた場合、現場に生じる問題点
- (1) 主幹指導主事や課長の業務が激増し、結果として学校訪問・各学校現場や市町村教育委員会からの支援要請や問い合わせ、相談等に対して丁寧かつ親身に対応する時間的・精神的ゆとりが失われ、難問山積の学校現場に不安と混乱を引き起こす。また、各校・各地の現状が詳細かつ正確には掌握しきれなくなる(特に教育事務所から遠い場合)。
  - (2) (1)のことから、県教委に対する学校現場・市町村教委の不信感がつのるとともに、県教育委員会が展開しようとする教育施策の県下全域への徹底が図り難くなる。
  - (3) 現在ですら、指導主事に対する学校現場からの訪問要請に対する受諾率は60%前後(業務多忙につき、これが限界)である。これ以上指導主事の削減が行われれば、学校現場の“やる気”に応えることが更に困難となる。
  - (4) 例えば、佐久教育事務所と上田教育事務所が統合されて上田教育事務所の生涯学習課に1本化され、指導主事の数がその分削減された場合、上田教育事務所の指導主事だけで従来の業務に加えて佐久の11市町村教育委員会にまで対応することは困難となる。特に佐久の場合は、小規模な町村の教育委員会が多く、生涯学習についてきめ細やかな支援がなければ困難な現状もある。
  - (5) 現在、佐久教育事務所の主任指導主事は特別支援教育を担当している。仮に佐久と上田教育事務所が統合され、主任指導主事が1名となった場合、この主任指導主事が「特別支援教育」を担当することは、オバーワークとなって不可能である。結果として、特別支援教育への支援が弱体化する。(それを防ぐためには、新たに1名の特別支援教育担当の指導主事の確保が必要となる)

経費削減を主たる狙いとするスリム化、効率化を目指す「教育事務所の再編案」は、“角を矯めて牛を殺す”という比喩のようになる不安要素を多く内包しております。日本や地域の未来を担う子どもたちにとって不幸な結果とならぬよう慎重なご審議をお願い致します。また、年々困難な問題に直面している学校現場を力強く支え、現場の教職員が元気の出るような支援体制を確立していただきたいと切にお願い申し上げます。

長野県行政機構審議会

会長 松岡 英子 様

佐久教育事務所統合に関する

## 要望書

佐久地域の教育行政の推進に付き、日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて県行政機構審議会において現地機関の再編について検討が進められているところですが、新聞報道等によりますと教育事務所を4カ所に統合する方向とのことに、私どもPTAといたしましても大変困惑しております。

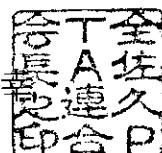
現在、全佐久PTA連合会が佐久教育事務所と共に実施している『佐久地区小・中学校PTA指導者研修会』は、特に実践講座の内容について担当主事との間できめ細かな打ち合わせを何度も行ない、私どもPTAの要望を多く取り入れていただく方向で実施されてきております。これも教育事務所が近くにあり、担当者が頻繁に会って話ができるこそ実りある研修が組めるものと思います。

研修会には佐久教育事務所の所長さん以下多くの皆さんがあり、指導・運営面で一生懸命関わっていただいている。PTAの立場からみましても、質の高い行政サービスの一つではないかと考えます。しかし教育事務所が統合されてしまったとき、こうしたきめ細かな運営へのかかわりが可能でしょうか。大変不安であります。

佐久地域の小・中学校には19,000余名という大勢の児童・生徒が在籍し、その倍の数の保護者と、学校を大事に考え、支えている地域の方々がおります。どうか真の住民サービスにつながる、温かな教育行政改革をお願いいたします。

平成20年7月25日

全佐久PTA連合会  
会長 春日義



# 教育事務所 6 所体制維持に関する要望書

平成 20 年 8 月 6 日

長野県行政機構審議会会长  
松岡 英子 様

上小市町村教育委員会連絡協議会  
会長 町田 勝  
教育委員会連絡協議会会長之印

盛夏の候、貴職におかれましてはますますご清祥のこととお喜び申し上げます。日頃は、上小地域の教育行政の推進につきまして格別なる御高配を賜り、衷心より御礼申し上げます。

さて、貴審議会による「現地機関見直し行政機構審議会答申素案」が県のホームページで公表されました。これによりますと、教育事務所については、現行 6 所体制から 1 ブロック 1 所体制を基本とすることが適当であるとの見直し案になっております。

当連絡協議会においては、都合 3 回の会合を持ち熟慮検討して参りましたが、下記理由により現行の 6 所体制が望ましいと考えます。長野県教育の将来を左右する重要な時期でありますので、今後の審議においてさらなる御高配を賜りたくここに要望します。

## 記

- 1 「教育は百年の計」の言葉が意味するように、日本の将来を支える人づくりを行なう最も大切な事業です。学校運営や教員の指導・育成といった学校教育分野に限らず、生涯学習分野も含めた教育環境を整えることは成熟した社会においては極めて重要なことと考えます。その意味で学校や地域の社会教育団体等と密接に連携し、きめ細かく、機動的に、一体感をもって各種事業に取り組める現行の教育事務所体制が必要であり、これ以上の広域化は県と市町村の信頼感を持った緊密な協働体制維持を困難にするものと考えます。

2 国においては、本年度、小中学校の主幹教諭の配置に1,000人、分かりやすい授業の実現に向けた非常勤講師の配置に7,000人の予算を確保しております。このことは、専ら人員削減に重きを置く国の行政改革の大きな流れとは異なるものであり、国際社会との比較も問われるなか、教育力向上に対する国としての強い意志を表しているものと考えます。

長野県に置かれましても行政改革の視点だけではなく、教育県と称される長野県の教育力をどのように高めるか、そのために地域との連携が欠かせない教育事務所はどうあるべきかといった、機能、役割を中心に据えて御議論いただくべきものと考えます。

3 教育力の向上、いじめ・不登校への対応については、上小地区ばかりではなくいずれの地域においても保護者の大きな関心事です。市町村教育委員会はもとより、管内の小中学校においても、従来以上に長野県教育委員会との連携を強化して、地域及び保護者の期待にきめ細かく応えていくことが求められている中で、身近な教育事務所の役割はますます大きくなっています。したがいまして、教育事務所の指導体制の強化、取り分け機動的に対応できる現行制度の維持を是非ともお願いします。

# 要 望 書

平成20年8月6日

長野県行政機構審議会会長  
松岡 英子 様

上小校長会会长 松本 千恵子



## 1 要望の趣旨

現地機関見直し行政機構審議会答申素案「教育事務所」に関する要望

## 2 要望の理由

現地機関見直し行政機構審議会答申素案が作成され、意見提言を求めています。この中で、教育事務所の「見直しの方向性」において、「1ブロック1所体制を基本とすることが適当」と示されていますが、このことは、東信地区において、上田或いは、佐久教育事務所がなくなるということを指し示すことがあり、きわめて重大なことと受け止めています。

上田は、人口からしても長野、松本に次ぐ重要な都市であり、これまで、上田教育事務所学校教育課においては、東信ブロック全体の教科指導のあり方を発信し、指導を積み上げてきた経緯と歴史があり、東信地区の中心にある上田教育事務所の存続については、校長会はもちろん地域の要望があります。

特に都市型地域における喫緊の課題である「不登校、いじめ」並びに保護者・地域の非常に关心の高い「学力問題」や「心の教育」等への早急の対応が求められ、教育行政サービスの低下にならない配慮が必要です。

さらに、「教育は国家の大計」であり、経済的・数値的な事情から、教育事務所を減らすことは、教育の営みの特質から考えて、未来を担う子どもたちに大きな影響を与えます。「教育は人なり」将来的展望に立って、子どもを育てるに深く携わってくる教育事務所の重要性を再考すべきであります。他の部局と違って日常指導の遅れの影響が、何年後かに現れる教育の特性を踏まえ、経済的に困難であっても教育の価値を重大に受け止めていただき、未来を拓く子を育てるべく、6教育事務所存続を強く望みます。

以上の理由から、上田教育事務所の存続が図られるようここに要望いたします。

平成20年8月 6 日

教育事務所再編計画についての意見集約

上小校長会

- 1 現在の教育事務所が 4 教育事務所に減らされた場合、現場に生ずる問題点について
  - (1) 学校現場に生ずる課題や問題点について、直接教育事務所に出向いてご指導をいただきたり、相談にのっていただいたりすることが、物理的、時間的に困難になるなど、これまでの機能が失われ、管理面、教育改善等の統括が困難になる。
  - (2) 特に人事面においては、直接意見交換、依頼等の必要性が高いが、時間的な面で困難になる。
  - (3) 大きな事件、事故等危機管理上の問題が発生した場合、即対応していただき、適切な指導助言を受けられたが、そうした対応が困難になり、対応の遅れ等、ひいては学校への信頼が低下することになる。
  - (4) 上田教育事務所で行われている一校一主事制度は、日常的な教育力向上のための優れた制度であり、常に身近な早速な指導が行われている。これにより市街地の保護者の信頼が得られている。これが活用できなくなる。
  - (5) 総務課と学校事務職員との連携が希薄になり、学校における事務処理に支障を来す恐れがある。
- 2 再編に伴い主幹指導主事（課長を含む）や指導主事が減らされた場合、現場に生ずる具体的な問題点について
  - (1) 課長・主幹指導主事が果たしてきた、教育行政、人事等の現場への説明及び内容を周知徹底させるための各校の実情に合った身近な指導助言が脆弱になる。
  - (2) 主幹指導主事が減ぜられた場合、学校訪問が組めなくなるか、訪問時間の短縮が予想されることから、学校の施設管理、諸表簿等の管理に不備が出る等、懸念される。現場の実情を的確に把握しない教育行政指導は、あり得ない。
  - (3) 指導主事が減じられた場合、学校における授業改善が進まず、本県の課題である「学力の向上、不登校対応」等への取り組みに大きな支障が生ずる。
  - (4) 音楽・体育・家庭科・英語は、東北信をカバーしているので、学校教育課は、更埴地区、長野地区を考えると是非上田で続けてほしい。学習支援に支障を来す。
- 3 その他、今回の再編計画に対する意見・要望
  - (1) 「教育は国家の大計」である。経済性の効率、数値的なことから、教育事務所を減らすことは、教育の展望、日本の将来を見えなくする。「教育は人なり」将来的展望に立ってお考えいただきたい。
  - (2) 現場における状況、不登校、学力の向上、発達障害児等への対応から、教育事務所においても指導体制の強化が必要であり、むしろ設置場所や人を増やしてほしいのが現状である。
  - (3) 特別支援教育への指導ニーズが高いことから、主任指導主事と特別支援教育担当との兼務はやめて、独立させてほしい。
  - (4) 教育事務所の人数が減った場合でも、学校教育課は残し、主幹指導主事、指導主事を配置してほしい。
  - (5) 地教委と教育事務所は、密接な関係にあることから、行政サイドでの話し合いを是非持つてほしい。
  - (6) 人口からも長野、松本、上田であり、今まで学校教育課を運営してきた歴史と経緯と実績がある。東信地区の中心としての上田に置く必要がある。
  - (7) 再編により、学力向上に大きな影響ができる。他の部局と違って日常指導の遅れは、何年後かに現れる。お金がなくても教育支援には、お金をかけて未来を拓く子を育てるべき、6 教育事務所を継続していくことが望ましい。

## 要　　望　　書

長野県行政機構審議会  
会長 松岡 英子 様

日ごろ、上小地域の教育行政の推進に格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

現在、長野県行政機構審議会において、県の現地機関の見直しが進められておりますが、教育事務所についても 1 ブロック 1 所体制を基本とし、4 か所に再編する方向性が示されており、P T A として大変危惧しています。

上田教育事務所とは、日ごろから連携を図っているところであり、適切な御助言や活動への御支援をいただけることを心強く感じています。

上田教育事務所との共催事業である「上小 P T A 連合会研究集会」では、その内容や運営について担当者どおしが頻繁に顔を会わせ、丁寧な打ち合わせを行うことが、充実した研修の場となるために欠かせません。

また、昨今の教育をめぐる多くの課題（ネット、携帯、いじめ、不登校、暴力事件、不審者等）に対応するためには、学校、家庭、地域社会が一体となって取り組むとともに、これまで以上に教育事務所のきめ細かな支援が必要です。

そのためには、教育事務所が近くにあり、柔軟で速やかな対応ができるよう相応の体制がとられていなければなりません。

しかし、教育事務所が統合されてしまった場合、こうした連携やきめ細かな対応に支障を来たし、行政サービスひいては教育力の低下は避けられないものと考えます。

教育事務所のあり方については、行政改革の観点から検討するだけでなく、次代を担う子どもたちの育成とそれを支える教育行政の重要性を踏まえた議論が必要であると考えますので、答申素案を再考いただき、教育事務所を現状どおり存続いただきますようお願い申し上げます。

平成 20 年 8 月 6 日

上小 P T A 連合会  
会長 山本 正信



平成20年7月16日

長野県行政機構審議会 会長

松岡英子様

## 飯田教育事務所 存続にかかる要望書

飯伊地区社会教育委員連絡協議会 会長

清水正則

日頃より、飯田・下伊那地区の社会教育委員の活動に対し、ご理解・ご援助をいただいていることに厚く御礼申し上げます。

さて、去る5月22日に開催された第9回長野県行政機構審議会におきまして、現在6所ある教育事務所を4所に再編統合する方針が公表されました。県内4ブロックに各1所という方向性を考えると、私たちの飯田・下伊那地区を管轄する飯田教育事務所は、伊那教育事務所に吸収合併されてしまう可能性が高いのではと懸念され、飯伊地区の社会教育委員一同、たいへんに心配をしているところであります。

ご存じのように私たち社会教育委員は、社会教育法のもと、各市町村の条例によつて設置をされており、市町村教育委員会の諮問に対する答申を行ったり、各種社会教育活動への参加による研究やそれをもとにした教育委員会への意見書提出を行ったりする大切な役割を担っております。しかし、市町村の規模がさまざまで委員の人数が異なり、また任期も2年間と短い自治体が多いために、再任者が多いとは言え、その資質の維持に苦慮する場面も多々あります。

そのような中で、それぞれの市町村同士が連絡を取り合ったり、共同で研修を深め合ったりする場として、飯伊地区社会教育委員連絡協議会（以下「飯伊地区社教委連」）を立ち上げ、事務局を飯田教育事務所に（教育課長＝事務局長、指導主事＝事務局員として）置くことにより、飯伊地区の社会教育委員全体への支援をお願いしているところでございます。具体的には、指導主事に総会や年間数回にわたる理事会の企画・運営の一切をお願いしたり、地区内3ブロックごとに行われる研修会では、指導主事による講義を含む研修を企画したりするなど、実際に市町村まで足を運び、支援をしていただいております。また、県との関係では、飯伊地区社教委連と県社教委連とのパイプ役として大切な役割を担うなど、さまざまな活動をお願いしております。

さて、飯田・下伊那地区は、平地が少なく山がちである特殊な地形のため、市町村合併が進んでいないことはご承知のことだと思います。そのために飯田教育事務所1所に、香川県に匹敵する広い面積の地域に点在する15市町村の社会教育委員のまとめ役をお願いしております。これは現状の6所体制の下でも他の所に比べ数的には何ら遜色がありません。万が一、飯田教育事務所が伊那教育事務所に吸収合併された場合、29市町村の事務局を一つの教育事務所で担当することになり、これは他の所に比べて1.5倍～2倍の数にのぼってしまいます。（下表参照）

担当する市町村が増えた結果、現在のようなきめ細やかな支援が今後も維持できるのでしょうか？

北信	東信		中信	南信		47' ロック
長野教事	上田教事	佐久教事	松本教事	伊那教事	飯田教事	
17市町村	4市町村	11市町村	20市町村	14市町村	15市町村	現状
17市町村		15市町村	20市町村		29市町村	再編後

また、現在でも飯田教育事務所まで片道約1時間かかる市町村が多い中、片道2時間（往復では4時間）かかる伊那教育事務所に事務局が移転した場合、仮に担当指導主事の人数が増やされたとしても、飯伊地区の社会教育委員が気軽に相談をしたり、支援をお願いすることができにくくなることは疑う余地がありません。このことは、私たち飯伊地区の社会教育委員の活動、ひいては当地区的生涯学習すべてにわたる「県による切り捨て」のようにも思えます。

新聞報道によりますと、「県の厳しい財政や、時代の変化に合わせたスリムな組織づくりをめざす」とありますが、このような時代の変化であるがゆえに、生涯学習へ力を入れるべく教育事務所の充実をいつそう図るべきではないでしょうか。そのためにも、今後も飯田教育事務所の存続を県にお願いしたいと思います。

以上、松岡会長はじめ審議会の皆様に、飯田・下伊那地区にとって飯田教育事務所の存在は、他地区とは違う特別な存在であることをご理解いただいたうえで、事務所の存続に向けて再度ご検討いただけるよう、社会教育委員一同心からお願ひ申し上げる次第です。

平成 20 年 7 月 24 日

長野県行政機構審議会 会長

松岡英子様

## 飯田教育事務所 存続にかかる要望書

下伊那郡体育協会 会長

竜口文昭

飯伊体育指導委員協議会 会長

園原健志

日頃より、飯田・下伊那地区の生涯スポーツ振興に対し、ご理解とご支援を頂いてい  
ることに厚く御礼を申し上げます。

さて、去る 5 月 22 日に開催された第 9 回長野県行政機構審議会におきまして、現在 6 所ある教育事務所を 4 所に再編統合する方針が公表されました。については、飯田教育事務所と伊那教育事務所が統合されるとお聞きし、飯田教育事務所に事務局を置く下伊那郡体育協会と飯伊体育指導委員協議会ともに、今後のことととても危惧している所存であります。

下伊那郡体育協会は各町村の体育協会と 10 種目の競技団体から成り立っておりますが、学識経験者としての常任理事を飯田教育事務所教育課長に、事務局を生涯スポーツ担当主事にお願いして、日々ご指導を仰いでいる現状であります。すなわち、教育事務所が地域に積極的にかかわり、飯田下伊那地域の小規模町村の体育協会をリードしていくことで、また競技団体をまとめていただくことで、零細な自治体においてもスポーツ振興が進んでおります。平成 16 年度に行われた組織再編に関する市町村長との意見交換の際、県の方から教育事務所が郡の体育協会の事務局を持つてはいるのは飯田教育事務所だけであり、郡の事業を県が受け持つのはおかしいでお引き取り願いたいと言  
われましたが、その際も、現状を訴えご理解いただき、現在に至っております。そして、飯田教育事務所の課長と生涯スポーツ担当主事とともに、下伊那の実情を理解した上で、前向きに取り組んでくださっており、本当に感謝しております。

飯伊体育指導委員協議会は、スポーツ振興法に則り、市町村教育委員会から委嘱されたスポーツ振興に携わる非常勤公務員で結成されている協議会です。飯田下伊那には総員 89 名の体育指導委員がおります。その協議会の幹事長を飯田教育事務所教育課長に、幹事を生涯スポーツ担当主事にお願いしております。体育指導委員はそれぞれに自分の仕事を持しながら、地域にスポーツ振興のために尽くしているので、小規模の町村では行政と体育指導委員だけで事業を進めていくことは困難です。飯田下伊那の体育指導委員が一つになって協力し合って、地域の生涯スポーツ振興をしているので、現在の状況が保たれています。そのまとめ役を飯田教育事務所が行ってくれているわけです。一

例を示すと、7月25日(金)に天龍村で成人・高齢者の体力測定を実施いたしますが、村内の人員だけでは実施することが困難なので、事務所の生涯スポーツ担当主事が来て協力して下さって実施が可能となります。また、近年の子どもの体力向上を目指した町村での教育事務所主催のスポーツ教室も、地元の体育指導員が補助スタッフとして協力しています。この協力体制も教育事務所の生涯スポーツ主事が事務局として身近な存在でいて下さるからこそ、可能な活動です。このように、身近な教育事務所が地域のために親身になって県民サービスして下さるお陰で、地域のスポーツ振興がなされているのです。

もし飯田教育事務所が伊那教育事務所に統合された場合は、今までのような身近な親身となったかわりは期待できなくなります。地形的に急峻で交通手段も不便な、高齢化率の高い小規模町村が多い飯田・下伊那のスポーツ振興にとって飯田教育事務所の存在は、他地区とは違う特別な存在であることを再度申し上げ、下伊那郡体育協会・飯伊体育指導委員協議会ともに、飯田教育事務所の存続に向けた再検討を心からお願い申し上げる次第です。